

令和2年度 只見町会計年度任用職員

只見町地域おこし協力隊「移住定住支援協力隊」募集要項

只見町の移住定住促進や空き家の利活用、空き家バンクの運営などに積極的に取り組む地域おこし協力隊“移住定住支援協力隊”を下記のとおり募集します。

1. 雇用関係の有無 あり（只見町雇用となります）

2. 業務概要

- (1) 移住・定住促進に関する相談などの業務
- (2) 空き家の調査及び空き家バンクの運営、情報管理
- (3) お試し体験住宅を利用した移住体験ツアー等の企画
- (4) SNSなどを活用した地域の情報発信
- (5) その他、空き家の利活用による地域活性化に関する活動

3. 募集対象

以下の(1)～(8)の要件をすべて満たす方

- (1) 応募の時点で20歳以上の方
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域に在住し、採用決定後は只見町に住民登録し生活拠点を移すことができる方
- (3) 心身ともに健康な方
- (4) 地域住民と協力しながら、意欲と情熱を持って活動できる方
- (5) 普通自動車運転免許を有する方又は着任までに取得できる方
- (6) パソコンを使って文書作成や表計算、電子メール等ができる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条件に該当しない方
- (8) 隊員任期終了後も、只見町に在住する意志がある方

4. 募集人員 1名

5. 勤務地 只見町役場 地域創生課

6. 勤務時間等

【勤務日】 原則週5日（週37時間30分以内）

【勤務時間】 8：30～17：00（休憩時間12：00～13：00）

【休日】 土・日・祝日・年末年始

※イベント等により土日に勤務が発生した場合は、勤務時間の振替で調整します。

【休暇】 任用期間等に応じ年次有給休暇が付与されます。また、条件に応じて特別休暇も取得できます。

7. 雇用形態・期間

【雇用形態】 只見町の会計年度任用職員として町長が任用します。

【任用期間】 一会計年度の期間内（採用の日～令和3年3月31日）

※令和3年4月1日以降再度任用する場合があります。ただし、任用期間は最長3年までとします。

8. 給与・賃金等

【報酬】 日額 8,100円 ※毎月月末締め翌月21日支給

【手当】 通勤手当、時間外勤務手当、期末手当（年2回6月・12月）が条件に応じ支給されます。

9. 待遇・福利厚生

- (1) 住居は、原則只見町で準備する住宅に居住し、住宅の賃借料等は町が負担します。光熱水費等は本人負担となります。
- (2) 厚生年金保険、健康保険、雇用保険に加入します。
- (3) 転居するに当たり必要な費用は、個人負担とします。
- (4) 勤務中の移動手段は原則公用車となります。

10. 申込受付期間 令和2年11月30日～令和2年12月28日
(※郵送の場合、12月28日消印分まで受け付けます。)

11. 応募方法

参考URLより応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、運転免許証の写しを添えて下記担当係まで送付してください。

<送付先>郵便番号 968-0421

福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2591 番地 30

只見町役場地域創生課創生企画係 宛

12. 審査方法

- (1) 一次選考
書類審査を実施し、応募者全員に結果を通知します。
- (2) 二次選考
一次選考の合格者に対し面接を行います。日程については、一次選考結果の通知の際にお知らせします。
(新型コロナウイルスの感染症の状況によってはオンライン面接となります。)
- (3) 採用決定
採否については、二次選考受験者全員に通知します。

13. 参考URL 福島県只見町役場 HP 内 採用情報ページ
<https://www.town.tadami.lg.jp/recruit/003362.html>